

## 介護老人福祉施設運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人報恩会が開設する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者（以下「従業者」という）が、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村保険者（以下保険者という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密やかな連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム ラグナケア中道
- 2 所在地 神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号

### (利用定員)

第4条 施設定員は50名とする。

### (職員の区分及び定数)

第5条 施設に次の職員を置く。

#### ① 管理者

管理者の職務；管理者は、本施設に勤務する従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、従業者にこの規程を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。

#### ② サービス提供者

職 種	人数	職務内容
生活相談員	1名	・利用申込者の事前面接調査、相談業務に関すること ・利用者の送迎計画・体制の実施
看護職員	3名	・利用者の救急安全に関すること ・利用者の健康管理に関すること ・日常動作訓練の指導に関すること ・衛生材料の保管、使用に関すること ・協力医との連絡調整に関すること
介護職員	21名	・介護プログラムの企画・実施に関すること ・食事・入浴・排泄・送迎介助等の業務に関すること ・消耗品の保管、使用に関すること
介護支援専門員	2名	・利用申込者の事前面接調査、相談業務に関すること ・介護計画の作成

職 種	人数	職務内容
事務員	1名	・施設の庶務及び会計事務に従事する。
管理栄養士	1名	・給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
医師	2名 (嘱託 医)	・利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
機能訓練指導員	1名	・利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他職員をおくことができる。

(職務)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- ① 施設長（管理者） 施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする。
- ② 事務員 施設の庶務及び会計事務に従事する。
- ③ 生活相談員 利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事する。
- ④ 介護職員 利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- ⑤ 看護職員 医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- ⑥ 機能訓練指導員 利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。
- ⑦ 介護支援専門員 利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- ⑧ 医師 利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- ⑨ 管理栄養士 給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- ⑩ 調理員 管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- ① 給食委員会
- ② 入所検討委員会
- ③ ケアプラン検討委員会
- ④ 身体拘束廃止委員会
- ⑤ 広報委員会
- ⑥ 栄養ケア・マネジメント検討委員会
- ⑦ 感染等予防対策委員会
- ⑧ 事故発生防止委員会

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が定める

(利用者等の受領)

第8条、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供された際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスにおいて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる、施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は前第二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

① 居住費（個室：減価償却費＋光熱水費相当、多床室：光熱水費相当）

1日あたりの利用料金	個室	多床室
	1,171円	855円

収入区分により、負担上限額があります。

対象者	個室（居住費）	多床室（居住費）
利用者負担第1段階	320円/1日	0円/1日
利用者負担第2段階	420円/1日	370円/1日
利用者負担第3段階	820円/1日	370円/1日
上記以外の方	1,171円/1日	855円/1日

② 食費（食材料費＋調理コスト相当）

対象者 利用者負担額	1日あたり	朝	昼・おやつ	夕
	1,760円	390円	820円	550円

収入区分により、負担上限額があります。

対象者	上限となる食事代金
利用者負担第1段階	300円/1日
利用者負担第2段階	600円/1日
利用者負担第3段階①	1,000円/1日
利用者負担第3段階②	1,300円/1日
上記以外の方	1,760円/1日

③ 利用者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用

④ 理美容代

⑤ 指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

⑥ 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービス内容及び費用について説明を行ない、利用者及び家族の同意を得るものとする。

⑦ 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、該当サービス内容及び費用について説明を行ない、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第9条 サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上と同額の利用料とする。

(入退所)

第10条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な物に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 施設は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な関係に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供をもとめられた場合は、その指示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第14条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意志

を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第15条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 施設は、法廷代理受領サービスに該当しない指定介護福祉サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明証を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第17条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及び第3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護老人福祉施設の取扱方針)

第18条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように、説明を行う。

4 施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第19条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。入浴日は一般浴日が毎週火、金曜日、特殊浴は月、水、木、日曜日とする。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規程するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
- 8 施設は、褥瘡対策チームを設置し、その発生を防止するよう介護を適切に行う。

(食事の提供)

第20条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- ① 朝食 午前 8時00分から
- ② 昼食 午前12時00分から
- ③ 夕食 午前18時00分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努める。

(相談・援助)

第21条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第22条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第23条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第24条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第25条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第26条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- ① 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第27条 施設は、利用者の適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設は当該施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(緊急時等の対応)

第28条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関(佐康病院)への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下必要な措置を講じる。事故発生防止のための指針を整備。当該事実の報告及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底行う。事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(非常災害対策)

第30条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(定員の厳守)

第31条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第32条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように以下の必要な措置を講じる。感染症等対策委員会を定期的に開催し、その結果を当該従業者に周知徹底を図る。感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針整備。感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修実施。別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順の沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第33条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第34条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第36条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護福祉老人施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び紹介に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第37条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める

(会計の区分)

第38条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第39条 この規程の定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年6月1日より一部改定する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改定する。

この規程は、令和元年10月1日より一部改定する。

この規程は、令和2年4月1日より一部改定する。

この規程は、令和3年8月1日より一部改定する。

この規程は、令和4年1月1日より一部改定する。

この規定は、令和5年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和6年4月1日より一部改定する。

この規定は、令和7年4月1日より一部改定する。

# 事業実施計画

## 年間事業計画（1）

	行事	クラブ活動	その他
4月	お花見	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会
5月	交流会	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会 自主防災訓練
6月	外食ツアー	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会
7月	七夕	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会
8月	夏祭	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会
9月	敬老祝賀会 交流会	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会
10月	運動会	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会 自主防災訓練
11月	バザー	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会 健康診断
12月	クリスマス会 餅つき	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会
1月	新年祝賀会 初詣	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会
2月	節分	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会
3月	ひな祭り	書道・料理・園芸 工作・体操・手芸	誕生会

\*各月 第3土曜日 誕生会

年間事業計画（2）

（No, 1）

	会議	施設内研修	施設外研修・保健衛生
4月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 感染等予防対策委員会 事故発生防止委員会	新入職員研修（感染対策研修・事故発生防止研修） ワーカー看護・介護研修	各種行政機関 社協・老施連 栄養士会・指導員会 施設部会 その他関係機関 団体の行う各研修会に関係職員を積極的に参加させる
5月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研修	自主防災訓練（5、10月） 職員健康診断（6、11月）
6月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 感染等予防対策委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研修・感染対策研修	↓
7月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研修・事故発生防止研修	
8月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 感染等予防対策委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研修	
9月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研修	

(No, 2)

	会議	施設内研修	施設外研修・保健衛生
10月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 感染等予防対策委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研 修	行 各種政機関 社協・老施連 栄養士会・指導員会 施設部会 その他関係機関 団体の行う各研修会に関係 職員を積極的に参加させる
11月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研 修・感染対策研修	
12月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 感染等予防対策委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研 修・事故発生防止研修	
1月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研 修	
2月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 感染等予防対策委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研 修	
3月	ワーカー業務会議 係会議・ナース会議 給食委員会・入所検討委員会 ケアプラン検討委員会 身体拘束廃止委員会 栄養ケア・マネジメント検討委員会 事故発生防止委員会	ワーカー看護・介護研 修	

日課表

時間	利用者	職員
4時		巡回
5時		巡回終了 排泄介助
6時		
7時	起床	離床・食堂誘導・モーニングケア
8時	朝食	朝食介助・口腔ケア
9時	入浴	申し送り 排泄介助
10時		水分補給 入浴介助（月火水木金日）
11時		排泄介助 ↓
12時	昼食	昼食介助・口腔ケア
13時		排泄介助 昼食休憩
14時	入浴	入浴介助（月火水木金日）
15時	おやつ ラジオ体操	↓
16時	レクレーション	排泄介助
17時		日勤者記録・申し送り
18時	夕食・嚥下体操	夕食介助・口腔ケア
19時		夕食休憩
20時	眠前薬・点眼	眠前薬投与・点眼 排泄介助
21時		巡回開始
22時	消灯	夜間休憩 ↓
23時		
24時		
1時		排泄介助
2時		交代夜間休憩 ↓
3時		↓ ↓

## 週間業務

	AM	PM
月	介助浴	介助浴
火	一般浴	一般浴 ・ 内科検診
水	介助浴	居室清掃 レクリエーション
木	介助浴	介助浴
金	一般浴	一般浴
土	リネン交換・居室清掃	レクリエーション
日	介助浴・清掃	レクリエーション

\* 第1土曜日 散髪

\* 第3土曜日 誕生会

\* 不定期（月1回）書道クラブ

料理クラブ

園芸クラブ

ピアノ演奏会

\* 内科医検診（月4回火曜日）

\*精神・神経科検診（第2，4水曜日）